

平成25年度 特定施設入居者生活介護(新設分)公募 選定結果

事業者名	社会福祉法人 年長者の里			選 定	
代表者名	理事長 芳賀 晟壽				
開設予定地	小倉北区白銀二丁目				
評価結果	評価項目		配点	評価	得点
	基本方針・ 運営方針に 関するもの	法人の経営理念	4.0	C	2.4
		施設の基本方針	4.0	B	3.2
		利用者への情報提供、情報公開	3.0	C	1.8
		利用者一人ひとりへのサービス提供	3.0	B	2.4
		サービスの質の向上策	3.0	C	1.8
		人材の確保と定着	3.0	B	2.4
		職員の育成、職場環境	3.0	B	2.4
		利用者の尊厳の保持	4.0	C	2.4
		苦情解決の仕組み	3.0	B	2.4
		事故防止対策及び事故発生時の対応	3.0	B	2.4
		衛生管理等の対策	4.0	B	3.2
		非常災害対策	4.0	B	3.2
		虐待防止対策、身体拘束廃止	3.0	C	1.8
		個人情報保護対策	2.0	B	1.6
		地域との連携	4.0	C	2.4
		地域住民への生活支援	3.0	B	2.4
		認知症高齢者ケア	4.0	B	3.2
		医療と介護の連携	3.0	C	1.8
		小 計		60.0	-
	施設の特徴 に関するもの	環境への配慮	2.0	B	1.6
		施設面での特徴	5.0	C	3.0
		その他創意工夫や取組みの特徴	3.0	C	1.8
		立地面での特徴	10.0	B	8.0
設置場所		5.0	A	5.0	
小 計		25.0	-	19.4	
事業計画の具体性・実現性と継続性		15.0	B	12.0	
総 合 点		100.0	-	74.6	

評価レベル	乗率	
A	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
B	80%	優れている(十分な能力を有している)
C	60%	普通(一応の能力を有している)
D	40%	不十分である
E	0%	不適切である

事業者名	社会福祉法人 年長者の里
選定理由	<p>(総評)</p> <p>今回の提案については、全体として、各項目の内容が一般的な説明にとどまらず、既存法人の運営実績や特徴を活かした具体的な取組みとして提案されており評価できる。</p> <p>特に、「非常災害対策」では、災害種別ごとの防災計画の策定、地元町内会との防災協定の締結、災害時における避難場所としての地域住民の受け入れ及び支援、法人各施設による人的物的支援体制の構築など、具体的に提案されている。</p> <p>また、「地域住民への生活支援」では、地域住民対象の介護予防教室や介護相談の開催、隣接のUR住宅の一人暮らし高齢者や高齢者世帯の安全確認及び緊急時対応のホットラインの開設など、地元町内会や民生委員と連携した地域住民への生活支援の取組みが具体的に提案されている。</p> <p>その他、プラスの評価となった主な項目については以下のとおりである。</p> <p>(項目ごとの評価)</p> <p>「利用者一人ひとりへのサービス提供」では、入居前から入居後の生活のつながりを重視したケアプランの策定、個別ケアの徹底や入居者・家族と一緒に考え実施するQOL向上の方法について、具体的に提案されている。</p> <p>「人材の確保と定着」では、新卒採用と中途採用、フルタイムとパートタイム、年齢、障害の有無などのバランスに配慮し、多様な職種と多様な働き方のマッチングを目指していることや、人材確保策から定着率の向上のための待遇改善について、具体的に提案されている。</p> <p>「職員の育成、職場環境」では、職員がやる気を起こす取組み、満足度を高める取組み、安心して仕事ができる取組みについて、具体的に提案されている。</p> <p>「事故防止対策及び事故発生時の対応」では、リスクマネジメント委員会を設置するとともにリスク委員(リスクマネジャー)を配置し、リスクアセスメント能力等の向上のための取組みが具体的に提案されており、法人としてすでに実施されている。</p> <p>「認知症高齢者ケア」では、認知症の特性を理解し、その特徴に応じた様々な方策や、隣接のグループホームや医療機関との連携について、具体的に提案されている。</p>
付帯条件	<p>指定までに既存の事業所が実地指導等で指摘を受けた場合は、指摘事項について改善を行うこと。また、返還金等が発生した場合は誠実に返還すること。</p> <p>指定までの期間も継続的に地域住民への説明を行い、理解と協力を得られるように努めること。</p> <p>選定後の図面協議により、市から設計変更等の要請があった場合は必ず応じること。この協議が終了しなければ工事には着手できないこと。</p> <p>開設予定地の自治会等の地縁による団体に参加するなどして、地域との交流に努めるとともに、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めること。</p> <p>介護予防の拠点と地域交流の場としての役割を果たすとともに、地域福祉・地域医療とのネットワークの強化に努め、地域における在宅支援の介護拠点を目指すこと。</p> <p>提案の早期実現に向け、十分な組織体制を整えるとともに、開設を安全・円滑に行うため、事前の職員研修等の準備を徹底すること。また、職員のキャリアアップを図るための支援を一層充実させること。</p> <p>併設事業所の指定外のサービス付き高齢者向け住宅と本体事業所とを明確に区分するため、以下の措置を講ずること。</p> <p>(1)それぞれが別の事業所であることが明確に分かるように、別々の名称をつけること。また、看板、広告等について、一般に誤解のないようまぎらわしくないものとする</p>

	<p>こと。</p> <p>(2)各事業所のフロアは完全に分離し、食堂、浴室、便所、洗面設備等を共用しないこと。</p> <p>(3)事務室、宿直室、職員休憩室等の管理側の設備は共用可とする。ただし、事務室内においては、事業所ごとにエリアを区画することとし、書類等は混同しないように、別々の鍵付き書庫等で保管すること。</p> <p>(4)エレベーターは2基以上設置することとし、入居者・家族等が併設事業所との間を自由に行き来できないように、事業所ごとの専用エレベーターを決め、通常時は併設事業所のフロアに停止しないよう制御する等の措置をとること。</p> <p>(5)指定を受ける本体事業所の職員体制は、人員配置基準を満たすこと。その人員配置基準において認められているものについては、併設事業所と兼務可とする。ただし、それぞれの勤務時間数を明確に区分して管理すること。特に、看護職員又は介護職員を指定特定施設入居者生活介護以外のサービス提供に当たる従業者と明確に区分するため、勤務表を掲示するとともに、制服(エプロン等)や名札等を替えることにより、どちらの従業者としているのか、入居者・家族及び職員がはっきりと認識できるようにすること。</p> <p>(6)各事業所の経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用しないこと。</p>
--	---